

8 介護サービス事業

第1 概要

(1) 制度

介護サービス事業は、平成12年4月に導入された介護保険制度に基づく事業で、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組として、また、給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として導入された。ここでは、介護報酬により施設の運営費及び整備費が賄われる図表1の施設を対象としている。

図表1 介護サービス事業 施設一覧

施設名	概要
指定介護老人福祉施設	常時介護を必要とする利用者に対し、入浴、食事等の介護、その他日常生活の世話等を行う施設 介護保険法第48条第1項第1号に基づく施設
介護老人保健施設	病状の安定期の利用者に対し、治療より看護や介護を中心に行う施設 介護保険法第8条第25項に基づく施設
老人短期入所施設	施設に短期間入所し、日常生活上の世話等を行う施設 老人福祉法第20条の3に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
老人デイサービスセンター	利用者に対し、通所により入浴、給食等のサービスを提供する施設 老人福祉法第20条の2の2に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
指定訪問看護ステーション	看護師等を訪問させ、看護に重点を置いた看護サービスを提供するための拠点施設 健康保険法第89条に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設

(2) 事業数等

介護サービス事業の数は、18事業（すべて法非適用事業）で、前年度と同数である。これを経営主体別にみると、市営12事業、町営4事業及び一部事務組合営2事業となっている（図表2）。

また、施設数は34施設であり、指定介護老人福祉施設8(23.5%)、介護老人保健施設2(5.9%)、老人短期入所施設8(23.5%)、老人デイサービスセンター9(26.5%)及び指定訪問看護ステーション7(20.6%)となっている（図表3）。

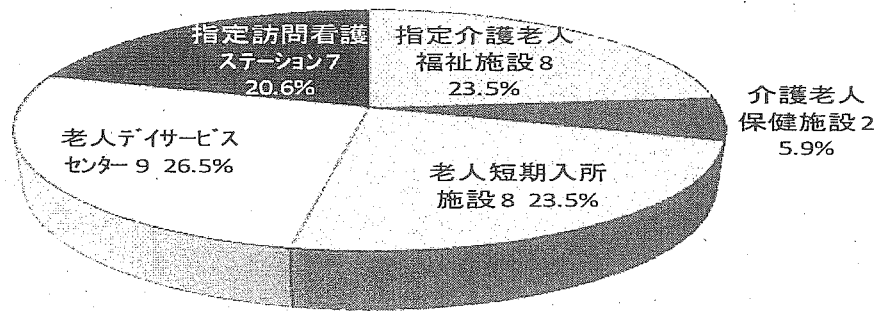
図表2 介護サービス事業の事業数

区分 経営主体	平成20年度				平成21年度				対前年度 比較 (B)-(A)		
	法適用 事業		法非適用 事業		計 (A)		法適用 事業			法非適用 事業	
市	(-) -	(12) 12	(12) 12	(-) -	(12) 12	(12) 12	(0) 0				
町	(-) -	(3) 4	(3) 4	(-) -	(3) 4	(3) 4	(0) 0				
一部事務組合	(-) -	(2) 2	(2) 2	(-) -	(2) 2	(2) 2	(0) 0				
計	(-) -	(17) 18	(17) 18	(-) -	(17) 18	(17) 18	(0) 0				

(注)1. ()書は、経営主体数である。

2. 介護サービス事業の事業数は、会計単位で捉えている(1つの自治体に2つの会計を有する場合、事業数は2となる。)

図表3 介護サービス事業の施設数
(平成21年度 34施設)



また、介護サービス事業の経営形態を図表1の施設の種別(5施設)にみると、直営で行っている施設は全施設の47.1%に当たる16施設(前年度16施設)、指定管理者制度を導入している施設は全施設の52.9%に当たる18施設(前年度18施設)である。指定管理者制度の内訳は、代行制が11施設(前年度11施設)、利用料金制が7施設(前年度7施設)となっている(図表4)。

図表4 介護サービス事業の経営形態の推移

区分	平成20年度			平成21年度			対前年度比較 (B)-(A)
	法適用事業	法非適用事業	計(A)	法適用事業	法非適用事業	計(B)	
経営形態							
直営	-	16 (47.1)	16 (47.1)	-	16 (47.1)	16 (47.1)	0
指定管理者制度	-	18 (52.9)	18 (52.9)	-	18 (52.9)	18 (52.9)	0
うち代行制	-	11	11	-	11	11	0
うち利用料金制	-	7	7	-	7	7	0
計	-	34 (100)	34 (100)	-	34 (100)	34 (100)	0

(注) 本表は、図表1の施設の種別(5施設)に、集計したものである。

第2 経営状況

(1) 全体の経営状況

介護サービス事業の収支の状況を見ると、黒字事業は営業中18事業の94.4%に当たる17事業(前年度100%, 18事業)で、その額は1億74百万円(前年度2億34百万円)となっている。一方、赤字事業は、同じく5.6%に当たる1事業(前年度なし)で、その額は13百万円(前年度0)となっている。

この結果、介護サービス事業全体の収支は1億61百万円の黒字(前年度2億34百万円の黒字)となっている(図表5)。

図表5 全体の経営状況

(単位:千円)

区分	20年度(A)			21年度(B)			差引((B)-(A))		
	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計
(事業数)	(-)	(18)	(18)	(-)	(17)	(17)	(-)	(△1)	(△1)
黒字額	-	233,766	233,766	-	174,014	174,014	-	△59,752	△59,752
(事業数)	(-)	(0)	(0)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)	(1)
赤字額	-	0	0	-	12,975	12,975	-	12,975	12,975
(事業数)	(-)	(18)	(18)	(-)	(18)	(18)	(-)	(0)	(0)
収支	-	233,766	233,766	-	161,039	161,039	-	△72,727	△72,727

(注)1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く)である。

2. 黒字額、赤字額は、法適用事業にあつては純損益、法非適用事業にあつては実質収支による。

(2) 法非適用事業の経営状況

ア 収益的収支

総収益は 39 億 54 百万円で、前年度 (41 億 71 百万円) に比べ 2 億 17 百万円、5.2%の減少となっている。一方、総費用は 39 億 60 百万円で、前年度 (39 億 36 百万円) に比べ 24 百万円、0.6%の増加となっている。

イ 資本的収支

資本的支出は 6 億 28 百万円で、前年度 (5 億 98 百万円) に比べ 30 百万円、4.9%の増加となっている。うち建設改良費が 27 百万円で、前年度 (8 百万円) に比べ 19 百万円、252.0%の増加、地方債償還金が 5 億 98 百万円で、前年度 (5 億 90 百万円) に比べ 8 百万円、1.3%の増加となっている。

これに対する資本的収入は、6 億 9 百万円で、前年度 (4 億 24 百万円) に比べ 1 億 85 百万円、43.8%の増加となっており、すべてが他会計繰入金である。

ウ 実質収支

実質収支をみると、黒字事業は営業中 18 事業の 94.4%に当たる 17 事業 (前年度 100%, 18 事業) で、その額は 1 億 74 百万円 (前年度 2 億 34 百万円) となっている。一方、赤字事業は、同じく 5.6%に当たる 1 事業 (前年度なし) で、その額は 13 百万円 (前年度 0) となっている。この結果、事業全体の実質収支は 1 億 61 百万円の黒字 (前年度 2 億 34 百万円の黒字) となっている。

なお、赤字の事業が増加した理由は、平成 22 年度から法適用事業に移行する事業 (大多喜町：指定介護老人福祉施設) があり、平成 22 年 3 月 31 日をもって出納閉鎖したため、出納整理期間中の収入を未計上としたことによるものである。

エ 収益的収支比率

収益的収支比率は、86.8%で、他会計繰入金の減少による総収益の減少、職員給与費の増加による総費用の増加並びに地方債償還金の増加により、前年度 (92.2%) に比べ 5.9%減少し、平成 20 年度の全国平均 92.6%を下回った。

図表6 介護サービス事業の経営状況(法非適用事業)

(1)年度別推移

(単位:千円)

		H19	H20	H21	対前年度増加率
			(a)	(b)	(b)-(a)/(a)
収益的 収支	総 収 益 (A)	4,168,133	4,171,333	3,954,447	△5.2%
	料 金 収 入	3,375,125	3,337,599	3,251,291	△2.6%
	他会計繰入金	737,349	791,303	555,949	△29.7%
	総 費 用 (B)	3,970,290	3,935,612	3,959,582	0.6%
	職 員 給 与 費	1,181,242	1,220,352	1,252,324	2.6%
	支 払 利 息	197,781	186,419	174,802	△6.2%
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		197,843	235,721	△ 5,135	△102.2%
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	413,509	423,798	609,440	43.8%
	地 方 債	0	0	0	-
	他会計繰入金	413,509	423,798	609,440	43.8%
	資 本 的 支 出 (E)	581,313	598,354	627,522	4.9%
	建 設 改 良 費	5,648	7,776	27,373	252.0%
	地 方 債 償 還 金	575,665	589,901	597,740	1.3%
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 167,804	△ 174,556	△ 18,082	△89.6%
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		30,039	61,165	△ 23,217	△138.0%
収 益 的 収 支 比 率		91.7%	92.2%	86.8%	△5.9%
積 立 金 (H)		41,032	31,575	28,655	△9.2%
前年度からの繰越金 (I)		231,574	204,176	212,911	4.3%
前年度繰上充用金 (J)		0	0	0	-
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		220,581	233,766	161,039	△31.1%
翌年度繰越財源 (L)		0	0	0	-
実質収支 (M)=(K)-(L)		220,581	233,766	161,039	△31.1%
職 員 数		228	235	236	0.4%
施設数・(事業数)		19	18	18	-
実質収支黒字団体		8	9	7	△22.2%
実質収支赤字団体		0	0	1	-
実質収支0の団体		11	9	10	11.1%

(注)介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

(2) 介護サービス施設種別

(単位:千円)

		指定介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	老人短期 入所施設	老人デイサービス センター	指定訪問看護 ステーション	計
収益的 収支	総 収 益 (A)	1,934,370	886,464	307,211	679,402	147,000	3,954,447
	料 金 収 入	1,748,851	541,553	281,127	580,430	99,330	3,251,291
	他会計繰入金	172,583	224,881	24,418	86,465	47,602	555,949
	総 費 用 (B)	1,938,597	922,762	294,531	660,323	143,369	3,959,582
	職員給与費	435,818	525,106	40,748	125,527	125,125	1,252,324
	支払利息	47,812	92,316	9,244	25,430	0	174,802
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		△ 4,227	△ 36,298	12,680	19,079	3,631	△ 5,135
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	249,384	186,119	43,440	130,497	0	609,440
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	他会計繰入金	249,384	186,119	43,440	130,497	0	609,440
	資 本 的 支 出 (E)	254,890	196,057	46,078	130,497	0	627,522
	建設改良費	21,225	5,919	229	0	0	27,373
	地方債償還金	233,665	190,138	43,440	130,497	0	597,740
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 5,506	△ 9,938	△ 2,638	0	0	△ 18,082
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		△ 9,733	△ 46,236	10,042	19,079	3,631	△ 23,217
収 益 的 収 支 比 率		89.0%	79.7%	90.9%	85.9%	102.5%	86.8%
積 立 金 (H)		21,120	0	880	6,655	0	28,655
前年度からの繰越金 (I)		61,926	123,964	7,861	15,843	3,317	212,911
前年度繰上充用金 (J)		0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		31,073	77,728	17,023	28,267	6,948	161,039
翌年度繰越財源 (L)		0	0	0	0	0	0
実質収支 (M)=(K)-(L)		31,073	77,728	17,023	28,267	6,948	161,039
職 員 数		77	108	5	22	24	236
施設数・(事業数)		8	2	8	9	7	18
実質収支黒字団体		1	2	2	3	1	7
実質収支赤字団体		1	0	0	0	0	1
実質収支0の団体		6	0	6	6	6	10

(注) 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

オ 職員数

職員数は236人で前年度(235人)に比べ1人、0.4%増加している。これを職種別にみると医師は1人、前年度(1人)に比べ1人、100%増加しているが、看護職員は54人で、前年度(55人)に比べ1人、1.8%減少している。また、その他職員が19人で、前年度(18人)に比べ1人、5.6%増加している。それ以外の介護職員、介護支援専門員、理学療法士又は作業療法士、事務職員は横ばいで推移している(図表7)。

図表7 職員数の状況(法非適用事業)

(単位:人,%)

職種	年度	H19	H20	H21	対前年度増加率		
					H19	H20	H21
医師		1	1	2	-	-	100.0
看護職員		49	55	54	-	12.2	▲1.8
介護職員		133	133	133	-	-	-
介護支援専門員		11	10	10	-	▲9.1	-
理学療法士又は作業療法士		8	8	8	-	-	-
事務職員		9	10	10	-	11.1	-
その他職員		17	18	19	-	5.9	5.6
計		228	235	236	-	3.1	0.4

第3 今後の課題

介護サービス事業は、それぞれの実情に応じ、地方公共団体自ら設置、運営していくもので、様々な事業形態が存在している。高齢化が進み、介護サービス事業に対する要求が高まる中においても、公営事業として運営していく以上、その施設の設置、運営に当っては、独立採算による経営が原則である。現在、黒字の事業が九割以上を占めているが、収支均衡を図るため他会計から繰入れを行っている事業も多いことから、繰入金が多額にならないように留意しつつ、今後、介護サービスの提供の在り方の検討を行っていく必要がある。